

(表)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 保健所衛生課

番号 57

許認可等の内容		営業所管理者の兼務の許可
根拠法令及び条項		医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第35条第4項ただし書
審査基準	関係条項	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第36条 医薬品医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則第2条 事務処理の特例に関する条例別表53(3)
	基準 (未設定の場合はその理由)	別紙のとおり (茅ヶ崎市薬局等許可審査基準及び指導基準)
	参考事項	
	設定等年月日	平成29年4月1日設定(令和5年9月1日最終変更)
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	標準処理期間	総日数 8日(休日は含まない。)